

ていると、その不当性を追及する。

そして最後に大沢さんは、米軍機が伊方原発上空を飛ぶ法的根拠など、合計6項目の質問を提示し、それらに関する資料をそえて国側が早急に答えるよう求め、大きな拍手の中を着席する。

裁判長は拍手を制した後、すぐに被告席に向って「いまの原告の求釈明について検討して下さい」と発言。これを受けて次々に発言を求める原告らと裁判長との間で、次のような問答が行われた。

原告 前から分っていることだし、いまここで、できる分だけでも答えてほしい。

裁判長 いさゞぐに答える必要があるかどうか、裁判所も法律的に判断できない。とくに、米軍や自衛隊なので、条約や軍隊に関することもからんできそうだから、即座に返答を求めて無理だろう。

原告 私たちは、国側が米軍や自衛隊といふことで逃げ込むことを恐れている。

裁判長 原告の要求にもっともな所もあると思うので、被告も、その点をくんで検討してほしい。

被告 十分に検討します。

続いて、次回以降の予定を裁判長が問い合わせ、原告側は、地震など、少くともあと7項目について準備書面を出したいと答える。裁判長も諒承し、次回を6月29日(金)ときめて閉廷。

伊方1号炉

また蒸気発生器細管にヒビ

四電は3月15日、第6回定期検査中の伊方1号炉で、蒸気発生器細管合計32本に、渦電流探傷検査で「最大約0.7ミリの微小なヒビ」

が見つかったと発表した。またヒビの発生箇所は、細管を埋め込んでいる管板部分で、32本のうちの14本については、スリープ補修(編集注:管の内部に新しい管を挿入する方法)を施し、それが困難な残りの18本は栓止めをすること。

さらに、ヒビ割れの原因については、細管内部を通る高圧の一次冷却水の圧力によって応力腐食が生じたため、としている。今回の施栓によって、これまでのものも含め、その総数は164本(細管総数の2.6%)に達するが、四電は、10%程度までなら安全上問題はない、と発表している。

1号炉訴訟で国側は、「伊方炉では二次冷却水の水処理にリン酸ソーダを使っていないから大丈夫」と豪語していたが、弱いアキレスけんの細管の損傷は今後も続くことだろう。

会計報告 ('84.3/10~4/2)

収入

| | |
|---------|-----------|
| 会 費 | 1 6,0 0 0 |
| ニュース購読料 | 4 6,0 0 0 |
| コピー代金 | 2 1,0 0 0 |
| 計 | 8 8,0 0 0 |

支出

| | |
|------------|---------------|
| ニュース印刷代 | 2 5,0 0 0 |
| 振替手数料 | 1 1,8 3 0 |
| 郵送料 | 2 5 0 |
| 会場費 | 8,0 0 0 |
| 資料費 | 1 0,4 4 0 |
| コピー料金 | 2 3,4 8 8 |
| ゼロックス・リース料 | 1 4,3 0 0 |
| 計 | 8 7,8 0 8 |
| 差引 | - 4,8 0 8 |
| 積立金合計 | 1,3 5 2,9 8 5 |

伊方訴訟ニュース 第128号

1984年 4月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先: ▼ 530 大阪市北区西天満 4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112 口座 大阪 48780

2号炉第19回公判

住民側が準備書面を提出して国側を追求

「トイレットなしマンションは違法」

「航空機墜落の危険は迫っている」

8月23日、ようやく春めいてきた日差しの中を、いつものように、一日の仕事を休んだ原告や支援の住民がマイクロバスで松山地裁に到着。

開廷の直前に、背広姿の四電社員らしい人たち数人が、傍聴席後部の空席にすべり込むようにして着席する。

予定通り午前10時すぎに開廷。すぐに、原告住民側がその朝に提出した二通の手書きの準備書面の陳述が始まる。

まず平井さんが立ち、「『トイレットなしマンション』は違法である」と題した書面(次頁から全文掲載)を読み上げる。32頁約6000字に上る力作である。

平井さんは、原子炉を運転すれば必ず放射性廃棄物が生み出され、大気中と海中に捨て切れなかったものが「固体廃棄物」としてドラム缶詰めにされる、ということから説き始める。そして、それらの「固体廃棄物」を最終的にどう処分するか、ということを書いた書面を、四国電力は、設置許可申請の際に提出するよう法律で義務づけられていると、

その条文を証拠として示しつつ説明する。

平井さんの説明にだんだんと熱が入る。ところが四電は、その書面に処分の方法を明記せず、安全審査でも、そのことを知りながら最終処分法については何の審査もしないまま「安全」と報告したと、設置許可申請書の添付書類や安全審査報告書の該当部分を証拠にあげて、四電・行政一体の違法行為を明らかにする。裁判官たちも証拠の書面に目を通して、平井さんの説明に聞き入る。

平井さんは続ける。われわれは、訴状で、こうした違法行為を明確に指摘しておいた。しかし国側は「争う」と答弁書で述べた通りで、その後提出した準備書面のどれにも全く答えていない。あまりにも明白な違法なので答えようもないのだと、きめつける。そして不当な柏木判決でさえ、この違法行為を認めざるを得なかつたと、判決文のその部分を読み上げる。同時に、柏木判決は、そのうち国が最終処分法をきめることを当てにして違法を許したが、それから約6年たった現在でも(以下7頁左に続く)

2号炉訴訟

原告準備書面

—「トイレットなしマンション」は違法である。—

(昭和59年3月23日提出)

目 次

| | |
|--|---|
| 一、序 | 2 |
| 二、原子炉を運転すれば必ず放射性廃棄物はできる | 2 |
| 三、法律は設置許可申請者の四国電力に、固体放射性廃棄物の「処分」について、何を義務づけ、四国電力はそれを守ったか | 2 |
| 四、本件安全審査では固体放射性廃棄物の「処分」をどう審査したか | 8 |
| 五、原告の主張 | 8 |
| 六、被告は答えることができない | 4 |
| 七、伊方1号炉訴訟の一審判決も違法性を認めている | 4 |
| 八、「トイレットなしマンション」の深刻な「ふんづまり」 | 4 |
| 九、結論 | 6 |
| ***** | |
| 「トイレットなしマンション」は違法である。 | |

一、序

原告住民は、つねづね「トイレットなしマンション」の固定化ということについて、固体放射性廃棄物(以下固体廃棄物という)の最終処分方法に関して安全審査がなされてい

ないことの違法をくり返し主張してきた。固体廃棄物をどうするかということについては、設置許可申請の項目・対象になっているにもかかわらず、こと安全審査においては対象外ということの理由も明確でない。当然廃棄物という概念は最終処分を予定しているものであって敷地内に一時的・暫定的処置として貯蔵・保管すをということを意味はしていない。

二、原子炉を運転すれば必ず放射性廃棄物はできる。

炉心の燃料棒の熱を取るために、原子炉運転中には原子炉の中を一次冷却水が流れている。この「一次冷却水中に放射性物質が現われる原因としては、……燃料被覆管に生じたピンホール等から一次冷却水中に漏洩すること、及び、……、中性子の照射を受けて放射化され、放射性物質となること」(答弁書24～25頁)と認めているように、必ず放射能で汚染する。そして、その放射能で汚染された一次冷却水は「右化学体積制御設備において一次冷却水から分離、抽出された放射性物質は、……その性状に応じて、気体、液体及び固体廃棄物として、それぞれ所要の措置を講ずること」(答弁書27頁)と言い、かつ認めているように、あちこちから必ず原子炉の外に漏れ出す。こうして漏れ出た放射能は右の「答弁書」の内容にもあるように気体、液体及び固体廃棄物として集められる。このうち気体、液体の廃棄物は、結局は原発周辺の大気中と海中に捨てるによって「処分」され、捨て切れなかつたものが固体廃棄物として原発内に残される。

三、法律は設置許可申請者の四国電力に固体

廃棄物の「処分」について、何を義務づけ、四国電力はそれを守ったか。

原発の設置許可を得るためには、四国電力は「原子炉設置変更許可申請書」(乙一号証)を提出しなければならないが、その際、法令で定められた書類も同時に提出しなければならないことが、「原子炉の設置・運転等に関する規則」の第二条の2項によつてきめられている(甲六号証ノ一)。そして、その第二条の2項の九には、「核燃料物質によって汚染された物による放射線の被曝管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書」というふうに放射性廃棄物(当然、固体廃棄物も含まれる)の「廃棄」をどうするかを説明した書類を提出しなければないと義務づけがなされている。

ところが、四国電力が本件伊方2号炉の設置変更申請の際に提出した「添付書類」には、「固体廃棄物を詰めたドラムは、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫(約一八〇m²)に保管して放射能の減衰を図る。固体廃棄物貯蔵庫は……厳重に管理する。なお、これら固体廃棄物を最終的に処分する場合には、関係官庁の承認を受ける。」(甲六号証ノ二)としるしている。右に示すように、そこには固体廃棄物については、「貯蔵」までのことしか書かれておらず、どう「処分」するかについては何ひとつやられていない。

いったい、先ほどの「答弁書」の内容に「所要の措置」とあるが、設置許可申請に際して四国電力は、固体廃棄物に対してどのような「所要の措置」を取ると約束したのか。

とどのつまり、四国電力は、違法の書類しか出していないのである。

四、本件安全審査では固体廃棄物の「処分」をどう審査したか。

本件安全審査の結果は「原子炉安全専門審査会の報告書」と原子力委員会月報(乙第四号証)に書かれている。

それによると、四国電力からの申請の内容は、前にふれたように、やはり「貯蔵」までであることが、次のように確認されている。「固体廃棄物処理設備は、ドラム詰装置、使用済フィルタ取扱装置、ペイラ、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫などから構成される。……固体廃棄物貯蔵庫は、固体廃棄物を詰めたドラム缶などを保管するためのものであり、本発電所に既に設置されているものが1、2号炉で共用される」(報告書Ⅲ-9-2頁)～(Ⅲ-9-3頁)(乙第四号証19頁)。

また当然のことだが、安全審査も「処分」についてはその方法が不明であり、審査もしていないことを次のように確認している。

「……固体廃棄物は、可能な限りドラム缶に詰め、固体廃棄物貯蔵庫に保管することになっている。固体廃棄物貯蔵庫は、数年分を貯蔵する能力があるが、必要に応じて増設を考慮することとなっている。……」(報告書N-2-12頁、乙第四号証27頁)。

結局、四国電力は違法な書類でごまかし、安全審査はそれを黙認し、それを基に、被告は本件伊方2号炉の設置を許可したということである。

五、原告の主張

原告はすでに訴状において「原子炉の運転について、原子炉から漏れ出した放射能のうち、一部は気体又は液体放射性廃棄物として、

九町を中心に周辺地域にまき散らされるが、その残りは固体廃棄物としてドラム缶に詰められる。その固体廃棄物の量はとてもなく莫大である。しかも、それに含まれる放射能は極めて多量であることは言うまでもない。ところが、本件安全審査では、危険な固体廃棄物を、どのように廃棄処分するかについて全く審査しないままに、二号炉の増設を認めるという違法を平氣でやってのけている」(訴状27~28頁)と、被告の違法行為を追及してきた。

六、被告は全く答えることができない

原告の主張、追及に対して被告は、何ひとつ答えられない。あの真面目とは言えない「答弁書」にいたっては、「争う」(答弁書11頁)と言ったきりである。

実は、これだけではなくその後提出の被告準備書のどれにも全くふれていない。

要するに、あまりにも明白な違法行為に反論できないのである。

七、伊方1号炉訴訟の一審判決も違法性を認めている

1号炉の設置を認めた不当な松山地裁の判決さえ「固体廃棄物の最終処分も本件安全審査の対象であると考えられる。したがって、その審査をしなかった本件安全審査は違法があると言わねばならない」と強く違法であると断定している(判決理由、第三、二、4、(三))。

それに続き「しかしながら…なお、証人児玉の証言によれば、我が国の原子力発電所における固体廃棄物の最終処分については、現在、国として検討中であることが認められ、

右認定を左右するに足る証拠はないから、本件原子炉の固体廃棄物の最終処分についての審査がなされていないことをもって、直ちに原告らが危険にさらされるとみられない」と、被告が早急に固体廃棄物の「処分」方法を決めるものと予想して、その違法行為を許してしまったのである。

気体廃棄物、液体廃棄物の最終処理が安全審査の対象となっていることとの関連・比較にあわせれば、固体廃棄物の最終処分も本件安全審査の対象であると考えるのは当然の帰結である。したがって、審査の対象外としたのは右にも言った様に、違法のなものでもないと断言できるのである。

「現在、国として検討中である」ということが唯一のよりどころとなっているが、右の「現在」からすでに約五年半の経過があり、本件の異議申立から現在までは、七年の月日が流れ、また1号炉の許可処分取消訴訟を提起してから、すでに一年を経過しようとしている。

しかし、いまだに最終処分の方法が確立されていないのである。被告のいい加減さと、いい加減であるが故に、原告・住民に対する危険性は、ますます増大しているということをハッキリと見てとれるのである。現実に敷地内に新たな危険をもつ炉を完成させたりして、ミカンはイヨカンは、そして原告・住民の健康と生命財産は一体どうなるのか。危険と不安をいだき生活する日々が強くなる一方で、本件2号炉ももちろん例外でなく、一審判決が認定した違法性は、ますます大きくなっている。

八、「トイレットなしマンション」の深刻な

「ふんづまり」

昭和五八年三月末現在で、全国の原発に蓄積貯蔵されている固体廃棄物は、三四六、二五五本にも達している。累積では六五年度に約一一〇万本、七五年度に約一八〇万本に達すると予想されている。伊方原発においては、蓄積貯蔵量(これまで主として1号炉の分)は八、〇一四本にも及んでいる。そして一方、「使用済樹脂」貯蔵タンクの容量約五年分は満杯である。

行き場のない固体廃棄物の最終処分方法として海洋投棄と陸地処分が考えられていたが、全く望みがない。

固体廃棄物の海洋投棄の為の基本原則や基準を取り決めた「ロンドン条約」の締約国会議(もちろん日本もその一員)は、昭和五八年二月一七日「放射性廃棄物の海洋投棄の安全性などについて技術的科学的検討を終えるまで投棄の停止を求める」という決議を採択した(甲六号証ノ三)。このため「試験投棄」を予定していた被告国側の計画は実行不能となったのである。

これにおいうちをかけるように、昭和五八年八月三〇日、海洋投棄に最も強く反対している南太平洋諸国の首脳会議が「太平洋での他の諸国による核廃棄物投棄・貯蔵計画に強く抗議する」旨の決議を採択したことで決定的となった(甲六号証ノ四)。

一方、陸地処分の候補地北海道幌延町は、昭和五八年の統一地方選後、断念せざるをえなくなった。が、しかし候補地自体は地理的な位置や湿地帯という自然条件は決してよくないところである。にもかかわらず、候補地として上げざるをえないあせりようは、放射性廃棄物をどうするかということをないがし

ろにした結果であり、原告や住民をまさに危険性のただ中におきつづけると言う無責任なものである。

今度は、北海道がダメなら九州があると言わんばかりに、長崎県に廃棄物貯蔵所をつくろうとしている。ここも現地住民の反対の火の手が上がり、ままならぬ状態である。現実はそういうことである。

結局、原発敷地内に貯蔵し、保管する。貯蔵庫が新たに必要になれば、「増設を考慮する」こととなっており、なにかと被告国側に都合の良い様になっている。我々原告住民は反対に危険と犠牲を強いられているということに他ならない。ますます原告住民の健康生命財産をおびやかす事態が大きくなっているのである。

そして、右の海洋投棄は絶望、陸地処分もままならぬという事態を受けて、危険な焼却炉を、四国電力は総工費五〇億円をかけて、昭和五八年六月に完成したのである。(甲六号証ノ五)

焼却炉の焼却システムは、ドラム缶から廃棄物をかき出し、破碎機で寸断し、少しづつナイロン袋に詰めリフトで焼却炉内へ。これを約七〇〇度で焼却し、灰は再びドラム缶につめられる。焼却炉が本格的に稼動すれば、焼却出来ない不燃物や高レベル放射性廃棄物も含め、年間にできるドラム缶数がこれまでの半分に減少される、というものである。

何故、今になって敷地内に焼却炉を完成させたか。①固体廃棄物の最終処分の方法が確立されていないこと、又、その見通しもないこと。②そのために、固体廃棄物貯蔵庫に「永久的」に貯蔵、保管すること。この二つが大きな理由である。

固体廃棄物は年々増えつづけるのであるから、貯蔵庫にうまく納めるためには、年間でできるドラム缶の数を半分に減少させることも必要になってくるのである。

あたかも、放射性廃棄物が半分に減少されるから、安全性が確保されると思ったら大まちがいである。全くその反対である。焼却炉から一番近い所で、一〇〇一一五〇m位に位置する畳があり、六〇〇一七〇〇mのフェンスと境する畠も多いのである。焼却炉が完成し、稼動するということは、何も人間が居住している場所だけの危険性だけではなく、焼却炉ととなり合わせの生産物に及ぼす危険性が一番につきまとこと言うことも重大である。

ドラム缶の数がたとえ半分になろうとも、含有放射能量は減少せず、かえって放射能濃度の高い固体廃棄物に転化することであり、危険性は大いに増すのである。

たとえ、放射性廃棄物を焼却し半分に減少しようとも、固体廃棄物貯蔵庫を「必要に応じて増設」しようとも、いささかの危険性も減少することなく、ふえるだけである。原発敷地内に貯蔵・保管し、その「安全」というのは、あくまでも一時的、暫定的処置にすぎないということであり、最終処分の必要性が減少したり、なくなったりするということを意味してはいないのである。逆に最終処分の確立がせまられてゆくのである。が、しかし最終処分方法の検討時期が続き、固体廃棄物の保管が長くなればなるほど、固体廃棄物のもたらす危険性に原告住民の健康、生命財産がおびやかされ続け、それだけ違法性は強くなるのである。

昭和五八年一一月四日、福井県原子力環境安全管理協議会が開かれた。高まる危険を回

避するため福井県は放射性廃棄物の原発内貯蔵量に制限を命じたのである(甲六号証ノ六)。

その内容は、①固体廃棄物の敷地外処分を早急に実施すること。②自然環境の保全および育成に最大限の努力をすること。③敷地外処分計画について昭和六三年三月までに報告すること。

また、国に対しては、敷地外処分を急ぐよう働きかけ、①固体廃棄物貯蔵施設増設のための新たな敷地造成は認めない。②増設される貯蔵施設の容量は、昭和七〇年頃までに発生すると予想される量以下とする。というものである。

九、結論

事態は、原告住民にとって深刻である。「トイレットなしマンション」の固定化は原告住民にとって重大な危険性をおよぼしている。原発が建設され、運転される。当然、固体廃棄物が出てくる。それを敷地内に貯蔵・保管する。焼却炉で焼却し、数を減らす。これで置き場所が足らなくなったら増設する。しかし、貯蔵・保管する放射性廃棄物は年々ますます増加することはあたりまえのごとく確実である。これはいずれも一時的、暫定的処置である。固体廃棄物の最終処分の方法は、今まで述べてきた様に、これから先も何の方針ももちあわせていないばかりか、何の展望もない。また何ひとつ解決していないのである。その上、安全協定を無視し、住民の七五%の反対を無視し、3号炉まで増設しようとしている。

「トイレットなしマンション」の「ふんづまり」のきよういは、四国電力にとっても、被告にとっても、これほど重大な問題はない。

ましてや、原告住民にとっては、被告や四国電力がきょういを感じ取る以上の危険をおわされている。

つまり、「トイレットなしマンション」の深刻な「ふんづまり」をもたらした原因、張本人は、伊方原発も含め各地の原発に、固体廃棄物の最終処分の方法をハッキリさせない今まで設置許可を与えた被告の違法行為に他ならない。

日一日と違法性が高まり、周辺住民の危険性も高まってきており現状を一刻も早く打開するため、そしてまた、違法な状態をやめさせるために、裁判所が、伊方発電所原子炉設備変更(2号炉増設)許可処分を早急に取り消すことを強く要請する。

(1頁から続く) 依然として最終処分法はきまらず、「トイレットなしマンション」の「ふんづまり」は、ますますひどくなる一方だと、事実をあげて追及する。

四電は昨年、伊方原発敷地の隅に焼却炉を作り、そこで「固体廃棄物」のかさを減らすために、ビニール袋につめた放射性廃棄物の焼却を始めている。平井さんは、放射能とダイオキシンを含んだ灰を、周辺のミカン畠にまき散らすだけであり、もちろん放射能の量は減らず、住民の危険は増す一方であると、怒りを込めて指摘する。そして最後に、こんな危険な状況を生み出したのも、もとはと云えば、国が「固体廃棄物」の処分を棚上げにしたままで設置許可を与えるという違法行為を続けたからであり、裁判所が早急に許可処分を取り消すよう訴えた。原告席と傍聴席から期せずして拍手が起こる。

続いて大沢さんが立ち、さる2月27日に

海上自衛隊対潜飛行艇P S I 機が伊方原発東方約30キロメートル足らずの海上に墜落したことに関連して、航空機墜落事故にさらされている伊方原発の危険を訴えた準備書面(次号に全文掲載予定)を陳述する。

大沢さんはまず、昭和31年からの28年間に、自衛隊機と米軍機の墜落、不時着事故が、伊方原発周辺地域で合計14件も発生している事実を突きつける。そして国側がこれまでに、異議申立に対する決定書の中で、「伊方2号炉の上空を航空機が飛行することは極めてまれであり、航空機により伊方2号炉に影響が及ぶことは考えられない」と云ってきたことや、原告の鎌田さんが約2年前に提出した準備書面で、その危険性を指摘したことに対しても全く答えていない事実をあげて、これほどの事故が起こっているのに、なお危険がないのかと迫る。

さらに大沢さんは、周辺住民が毎日のように、そして最近では夜間にもしばしば、伊方原発の上空を岩国基地から高知方面に向うらしい航空機が飛び交っているのを目撃していることを、実感にあふれた口調で訴える。また、国側が否定している民間航空の定期航路もちゃんと存在していることを、日航と全日空の飛行マップを証拠にあげて示し、国側の主張でのたらめさを暴く。

法廷内に緊迫した空気が漂う中で、大沢さんは続ける。原発に対する戦争やテロの危険は、いまや全世界で問題となっているが、伊方周辺の住民は、戦争にならずとも、すでに恐ろしい危険にさらされている。にもかかわらず国側は、住民側の求釈明に答えた準備書面11で、相変らず「安全審査で航空機墜落事故を想定する必要はない」などとうそぶい